

○ 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム 新旧対照表

※ 「改正後」の赤字は主な改正箇所

改正後	改正前（現行）	主な改正点
【宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム】	1 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム	
○ 本プログラムについて	1-1 本プログラムについて	
キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された医師の確保に特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいいます。 本プログラムは、将来本県の地域医療に従事する意思を持ち、自治医科大学、東北医科大学及び宮城県から修学資金の貸与を受けた医師がキャリアを形成しながら、返還免除の要件を満たすことができるよう、必要な事項をまとめたものです。 なお、本プログラムに関する事項については、必要に応じて見直しを行い、地域医療対策協議会の承認を経て変更する場合があります。	キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された医師の確保に特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいいます。 本プログラムは、将来本県の地域医療に従事する意思を持ち、自治医科大学、東北医科大学及び宮城県から修学資金の貸与を受けた医師がキャリアを形成しながら、返還免除の要件を満たすことができるよう、必要な事項をまとめたものです。	本プログラムの変更について記載
○ 対象者	1-2 対象者	
1. 東北大学医学部医学科に地域枠入試（宮城県）で入学した医師（以下、「東北大学地域枠医師」） 2. 自治医科大学を卒業した医師（以下、「自治医科大学卒業医師」） 3. 宮城県医学生修学資金（東北大学枠）の貸与を受けた医師（以下、「東北大学枠医師」） 4. 東北地域医療支援修学資金（資金循環型・宮城県枠）の貸与を受けた医師（以下、「東北医科大学宮城枠医師」）	(1) 東北大学医学部医学科に地域枠入試（宮城県）で入学した医師（以下、「東北大学地域枠医師」） (2) 自治医科大学を卒業した医師（以下、「自治医科大学卒業医師」） (3) 宮城県医学生修学資金（東北大学枠）の貸与を受けた医師（以下、「東北大学枠医師」） (4) 東北地域医療支援修学資金（資金循環型・宮城県枠）の貸与を受けた医師（以下、「宮城枠医師」）	

改正後	改正前（現行）	主な改正点
○ 対象者別の詳細	1－3 対象者別の詳細	
1. 東北大学地域枠医師	(1) 東北大学地域枠医師	
① 義務年限（償還免除要件） - 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して15年間（業務対象期間）内に、臨床研修期間を含み9年間（義務期間）、知事が指定する医療機関で勤務すること。 - なお、原則として義務年限7年目から9年目の間に、1年間以上中小病院で勤務すること。 【みなし勤務】 (1) 臨床研修期間については、知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務を2年間に限り知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 (2) 臨床研修後、東北大学病院における勤務（専門研修を含む）及び東北大学大学院医学系研究科在学期間については、3年間を限度として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。	① 義務年限（償還免除要件） - 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して15年間（業務対象期間）内に、臨床研修期間を含み9年間（義務期間）、知事が指定する医療機関で勤務すること。 ④ 臨床研修 ※ 臨床研修期間に限り、知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は2年間に限り知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 ⑥ 義務算入の特例 - 臨床研修後、3年間を限度に東北大学病院または東北大学院医学研究科在学期間を義務年限に算入することができる。	義務年限に関する説明の追記
② 勤務先医療機関（知事が指定する医療機関） 別に定めるものとする。	③ 知事が指定する医療機関 別に定めるものとする。	
③ 勤務診療科 勤務診療科の選択について制限なし。	② 勤務診療科 制限なし。	
④ 臨床研修 宮城県内（仙台市内を含む）の基幹型臨床研修病院で研修すること。	④ 臨床研修 宮城県内（仙台市内を含む）の基幹型臨床研修病院で研修すること。	
⑤ 専門研修 - 専門研修プログラムの選択について制限なし。 - ただし、いずれの診療科を専攻する場合であっても、業務対象期間内に確実に義務を履行するとともに、原則として義務年限7年目から9年目の間に、1年間以上中小病院で勤務する必要があることに留意。	⑤ 選択可能な専門研修プログラム 制限なし。	
⑥ 勤務パターン例（別紙）	⑦ 勤務パターン例（別紙）	
⑦ 義務年限への算入・不算入等について 医学生修学資金貸付条例（平成17年宮城県条例第53号）の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。（産前産後休暇については、義務年限に算入する。）	⑧ 義務年限への不算入・償還期間の延長 医学生修学資金貸付条例（平成17年宮城県条例第53号）の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。（産前産後休暇については、義務年限に算入する。）	
⑧ 義務年限内の学位取得及び留学について 業務対象期間中、義務年限の履行に支障のない範囲において、学位を取得すること及び留学をすることについては差し支えない。	⑩ 義務年限内の学位取得及び留学について 猶予期間の活用等、義務年限の履行に支障のない範囲において、学位を取得すること、留学をすることは差し支えない。	
⑨ 配置先の決定方法 医療機関からの要望やニーズ、医師配置の状況等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	⑨ 配置先の決定方法 本人への意向調査、配置先病院へのヒアリング、医局人事等や地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	
（なし）	⑪ その他 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。	

改正後	改正前（現行）	主な改正点
2. 自治医科大学卒業医師	(2) 自治医科大学卒業医師	
① 義務年限（償還免除要件） ・ 自治医科大学医学部修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間、知事が指定する医療機関に勤務すること。	① 義務年限（償還免除要件） ・ 自治医科大学医学部修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間、県内の市町（一部事務組合含む）が開設する病院又は市町村立診療所（以下「指定公立病院等」）に勤務すること。	
② 勤務先医療機関（知事が指定する医療機関） (1) 臨床研修期間 知事が指定する基幹型臨床研修病院。 (2) 臨床研修終了後 原則として、仙台市を除く宮城県内の自治体病院及び診療所。	③ 指定公立病院等 ・ 別に定めるものとする。 A 群 知事が別に指定する臨床研修医療機関 B 群 指導医のいる中核的な病院（地域医療支援病院、200床以上の病院）、へき地医療拠点病院等 C 群 200床未満の病院やへき地診療所等 ※ 各病院勤務年数は1～3年とし、医師の希望及び病院からの要望を踏まえ決定する。	実際の配置に合わせた内容に修正
③ 勤務診療科 ・ 原則として、内科等の総合的な診療等に従事する。ただし、配置先の自治体病院等において必要とされる診療科に勤務する場合もある。 ・ 専門研修期間中は、当該研修プログラムの履修に必要な診療科に勤務するものとする。 ・ なお、整形外科及び産婦人科を専攻した場合、専門研修終了後も、当該専攻診療科の医師として勤務することができるものとする。	② 勤務診療科 ・ 原則として内科。ただし、整形外科の勤務についても配慮する。	専攻診療科拡大に合わせて整理
④ 臨床研修 ・ 知事が指定する宮城県内（仙台市内を含む）の基幹型臨床研修病院で研修すること。研修病院は、本人と病院の面談及び希望調査等を踏まえ、県が決定する。	⑥ 臨床研修 ・ A 群のうち、毎年度知事が当該年度の研修先病院を指定する。研修先病院は本人と病院の面談による希望調査等を経て、県が決定する。	
⑤ 専門研修 【選択可能な診療科】 内科、総合診療科、外科、救急科、整形外科、小児科、産婦人科 ※ 専門研修の履修は、原則プログラム制によるものとし、具体的に選択可能なプログラムについては、プログラムを有する基幹病院との調整等を踏まえて、別に定めるものとする。 ※ 専門研修の履修に当たっては、「後期研修」の1年を基幹病院での研修に充てるものとする。	④ 選択可能な専門研修プログラム ・ 仙台医療センター内科専門研修プログラム ・ 仙台市立病院内科専門研修プログラム ・ 東北大学整形外科専門研修プログラム（入局が前提となります） ※ プログラムへの登録は医師本人が行う。 ※カリキュラム制による専攻は認めない。	専攻診療科の拡大
⑥ 勤務パターン例 (別紙)	⑤ 勤務パターン例 (別紙)	医師配置の実態、専攻診療科拡大等に合わせて修正
⑦ 義務年限の算入・不算入等について ・ 自治医科大学医学部修学資金貸与規定に基づく休職（育児休業及び介護休業及び配偶者同行休業含む。）、停職又は育児短時間勤務等（通算5年を超えたとき）の期間は義務年限に含めない。（産前・産後休暇については、義務年限に算入する。）	⑧ 義務年限への不算入 ・ 自治医科大学医学部修学資金貸与規定に基づく休職（育児休業及び介護休業及び配偶者同行休業含む。）、停職又は育児短時間勤務等（通算5年を超えたとき）の期間は義務年限に含めない。（産前・産後休暇については、義務年限に算入する。）	
⑧ 義務年限内の学位取得及び留学について ・ 学位の取得については、義務年限内の勤務に支障のない範囲において取得することが可能。	⑫ 義務年限内の学位取得及び留学について ・ 義務年限内の勤務に支障のない範囲において取得することが可能。（例：東北大学医学部長期履修制度）	記載の簡素化

改正後	改正前（現行）	主な改正点
留学については、認めないものとする。	- 後期研修を利用し大学病院等で研修を行った者もいるが、県の要綱では1年間のみ義務年限内の後期研修が認められており、内科専門医プログラムも取得する場合2年目は義務外となることに留意。 - 留学については、認めないものとする。	
⑨ 配置先の決定方法 医療機関からの要望やニーズ、医師配置の状況等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	⑨ 配置先の決定方法 本人への意向調査及び面談、各病院からの要望、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県が指定する。	
⑩ その他 (1) 後期研修 - 医学に関する知識や技術の習得及び向上を図ることを目的として、本人の申出により、義務年限中に「後期研修」を取得することができるものとする。 「後期研修」は、原則として1年以内とする。ただし、事前に申出があり知事が認めた場合、継続して2年まで取得することができるものとする。 なお、「後期研修」を取得した期間については、1年まで義務年限に算入する。（1年を超える期間は算入しない。） (2) 結婚協定 - 出身都道府県を異にする自治医科大学卒業医師同士の婚姻については、本人からの申出を受けて両県が協議し、協定を締結した場合、相互の都道府県において、義務年限を履行することができるものとする。 - 本人からの申出は、協定締結の概ね1年前までを目安とする。ただし、臨床研修開始前に入籍する場合、臨床研修先及びその後の配置先等について事前に調整が必要な場合があることから、可能性が生じ次第速やかに県に連絡するものとする。 ※ 「結婚協定」は、両県の医師配置の状況等も踏まえて締結するものであるため、必ずしも本人の希望どおりの内容で締結されることを確約するものではない。	⑬ その他 - 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。 ⑦ 後期研修 - 原則1年以内で取得可能。事前に申し出ることにより通算2年以内で継続できるが、1年を超える期間は、義務年限外。（研修先となる病院は医師本人が調整を行う） - 身分は県職員で原則休職扱いとし、給与は7割を支給する。 ⑩ 出産・育児にかかる支援 - 妊娠、出産を経た女性医師や子育て中の医師が地域勤務を継続できるように、県が配置医療機関の調整等を行う。 ⑪ 結婚協定 - 出身都道府県を異にする自治医科大学卒業医師同士の婚姻については、両県において協議し、協定を締結することで相互の都道府県の義務年限に含めることとする。本人からの申し出は協定締結の概ね1年前とする。ただし、臨床研修開始前に入籍する場合には可能性が生じ次第速やかに県に連絡する。 - 各年限の勤務すべき都道府県は医師本人からの希望を踏まえ、両県協議の上、決定する。 - 両県の協議が整わない場合など、結婚協定の締結を確約するものではない。	記載項目の変更 説明の詳細化

改正後	改正前（現行）	主な改正点
3. 東北大学校医師 ① 義務年限（償還免除要件） - 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 10 年間（業務対象期間）内に、臨床研修期間を含み 6 年間（義務期間）、知事が指定する医療機関で勤務すること。 - なお、専門研修プログラムの連携施設の中に、基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が含まれている場合は、原則として半年間以上、当該連携施設で従事すること。 【みなし勤務】 (1) 東北大学病院における勤務（臨床研修・専門研修を含む）及び東北大学大学院医学系研究科在学期間については、3 年間を限度として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 (2) 知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は臨床研修に限り、2 年間を限度として知事指定医療機関での勤務とみなす。 (3) (1)と(2)の特例期間は通算して 3 年間を上限とする。 (4) 臨床研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した者は同プログラムにより知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 (5) (4)の特例期間は(3)の特例期間には含めない。	(3) 東北大学校医師 ① 義務年限（償還免除要件） 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 10 年間（業務対象期間）内に、臨床研修期間を含み 6 年間（義務期間）、知事が指定する医療機関で勤務すること。 ⑥ 義務期間算入の特例 (1) 東北大学病院における勤務（臨床研修・専門研修を含む）及び東北大学大学院医学系研究科在学期間については、3 年間を限度として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 (2) 知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は臨床研修に限り、2 年間を限度として知事指定医療機関での勤務とみなす。 (3) (1)と(2)の特例期間は 3 年間を上限とする。 (4) 初期臨床研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した者は同プログラムにより知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 (5) (4)の特例期間は(3)の特例期間には含めない。	義務履行に関する説明の追記
② 勤務先医療機関（知事が指定する医療機関） 別に定めるものとする。	③ 知事が指定する医療機関 別に定めるものとする。	
③ 勤務診療科 勤務診療科の選択について制限なし。	② 勤務診療科 制限なし。	
④ 臨床研修 宮城県内（仙台市内を含む）の基幹型臨床研修病院で研修すること。	④ 臨床研修 宮城県内（仙台市内を含む）の基幹型臨床研修病院で研修すること。	
⑤ 専門研修 - 原則として、県内の医療機関が基幹病院となっている専門研修プログラムに登録するものとする。 - ただし、いずれの診療科を専攻する場合であっても、専門研修プログラムの連携施設の中に、基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が含まれている場合は、原則として半年間以上、当該連携施設で従事する必要があることに留意。	⑤ 選択可能な専門研修プログラム 原則として、県内の医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムに登録すること。	
⑥ 勤務パターン例 （別紙）	⑦ 勤務パターン例 （別紙）	
⑦ 義務年限への算入・不算入等について 医学生修学資金貸付条例（平成 17 年宮城県条例第 53 号）の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。（産前産後休暇については、義務年限に算入する。）	⑧ 義務年限への不算入・義務対象期間の延長 医学生修学資金貸付条例（平成 17 年宮城県条例第 53 号）の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。（産前産後休暇については、義務年限に算入する。）	
⑧ 義務年限内の学位取得及び留学について 業務対象期間中、義務年限の履行に支障のない範囲において、学位を取得すること及び留学をすることについては差し支えない。	⑩ 義務年限内の学位取得及び留学について 猶予期間の活用等、義務年限内の勤務に支障のない範囲において学位を取得すること、留学をすることは差し支えない。	

改正後	改正前（現行）	主な改正点
⑨ 配置先の決定方法 医療機関からの要望やニーズ、医師配置の状況等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	⑨ 配置先の決定方法 本人への意向調査、配置先病院へのヒアリング、医局人事等や地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	
⑩ その他 本プログラムは医療法が改正された平成３１年度以降に修学資金の貸与を開始した者を対象とする。	⑪ その他 - 本プログラムは医療法改正の平成３１年度以降に修学資金の貸与を受けた者を対象とする。 - 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。	

改正後	改正前（現行）	主な改正点
4. 東北医科薬科大学宮城卒医師 ① 義務年限（償還免除要件）及び勤務診療科 - 臨床研修終了後、直ちに宮城県知事が指定する医療機関で10年間（特定診療科（小児科・産婦人科）を専攻した場合は8年間）勤務すること。 - なお、義務年限中の期間（勤務診療科）を、以下のとおり区分する。 【専門医の取得を希望する場合】 (1) 専門研修期間 - 専門研修プログラムを履修する期間。 (2) 通常義務履行期間 - 専門研修期間終了後、当該専攻診療科の医師として勤務する期間。 (3) 地域貢献期間 - 通常義務履行期間終了後、地域の医療機関において内科等の総合的な診療等に従事する期間。 【専門医の取得を希望しない場合】 - 義務年限の全期間を「地域貢献期間」（地域の医療機関において内科等の総合的な診療等に従事する期間）とする。	(4) 東北医科薬科大学 宮城卒医師 ① 義務年限（償還免除要件） - 臨床研修後、直ちに宮城県知事が指定する医療機関で10年間（特定診療科を専攻した場合は8年間）勤務すること。 ② 勤務診療科 - 推奨診療科：内科、外科、整形外科、救急科、総合診療科 - 特定診療科：産婦人科、小児科 ※ 上記以外の診療科を専攻することも可能だが、特定診療科以外を専攻した場合、義務年限後半は地域の中小規模病院・診療所で地域医療に従事する必要があることに留意。	勤務期間の区分ごとの定義、勤務診療科等を記載
② 勤務先医療機関（知事が指定する医療機関） - 専攻診療科及び勤務期間の区分に応じて、勤務先を指定するものとする。 ※ 宮城県内の医療機関への配置を基本とするが、「専門医の取得を希望する場合」、指導体制の確保及び地域における医師配置のニーズ等を勘案し、東北6県の医療機関に配置することがある。 《専攻診療科の区分ごとの勤務先医療機関》 【専門医の取得を希望する場合】 ア. 推奨診療科（内科・総合診療科・外科） - 地域医療においてニーズが高く、総合的な診療に幅広く対応することが期待される診療科。 (1) 専門研修期間 - 専門研修プログラムの履修に必要な東北6県の病院、診療所 (2) 通常義務履行期間 - 専門研修プログラムの基幹病院（東北医科薬科大学病院又は東北大学病院）が調整する東北6県の病院、診療所 (3) 地域貢献期間 - 東北6県の中小規模病院、診療所等において、原則として、内科等の総合的な診療等に従事する。 イ. 重点推奨診療科（整形外科・救急科） - 地域医療においてニーズが高く、専門性を発揮して対応することが期待される診療科。 → 義務年限「10年間」（「地域貢献期間」を含む）を通じて、専攻する診療科の専	③ 知事が指定する医療機関 - 別に定めるものとする。 ⑩ その他 - 宮城県内の医療機関への配置が原則ではあるが、専門医を取得する場合は、東北医科薬科大学病院または東北大学病院のプログラムのみ選択可能であり、仙台市以外の東北6県の医療機関に配置されることがある。	専攻診療科の区分ごとに勤務先医療機関を記載（推奨診療科等の定義を併せて記載）

改正後	改正前（現行）	主な改正点
門性を活かして勤務することができるものとする。（内科等の総合的な診療には従事しない。） (1) 専門研修期間 - 専門研修プログラムの履修に必要な東北6県の病院、診療所 (2) 通常義務履行期間 - 専門研修プログラムの基幹病院（東北医科薬科大学病院又は東北大学病院）が調整する東北6県の病院、診療所 (3) 地域貢献期間 〔整形外科〕整形外科を標榜している東北6県の中小規模病院、診療所等 〔救急科〕救命救急センター又は第二次救急医療施設である東北6県の中小規模病院、診療所等 ウ. 特定診療科（小児科・産婦人科） - 医師不足が著しく、本県として特に医師確保の必要性が高い診療科。 → 義務年限を「8年間」に短縮し、「専門研修期間（3年間）」及び「通常義務履行期間（5年間）」のみの勤務とする。（「地域貢献期間」としての勤務はなし。） (1) 専門研修期間 - 専門研修プログラムの履修に必要な東北6県の病院、診療所 (2) 通常義務履行期間 - 専門研修プログラムの基幹病院（東北医科薬科大学病院又は東北大学病院）が調整する東北6県の病院、診療所 エ. アからウ以外の診療科を専攻する場合 ※ アの「推奨診療科」と同じ勤務期間の区分及び考え方により勤務する。 ※ アからウ以外の診療科を専攻した場合であっても、取得した専門医資格に関わらず、「地域貢献期間」中は、東北6県の中小規模病院、診療所等において、原則として、内科等の総合的な診療等に従事する必要があることに留意。 【専門医の取得を希望しない場合】 - 義務年限の全期間を「地域貢献期間」とし、宮城県内の中小規模病院、診療所等において、原則として、内科等の総合的な診療等に従事する。		
③ 臨床研修 臨床研修先の選択について制限なし。	④ 臨床研修 制限なし。	
④ 専門研修 選択可能な専門研修プログラムは、東北医科薬科大学病院又は東北大学病院を基幹病院とする「東北医科薬科大学宮城枠医師向け」のプログラムで、研修期間が3年間又は4年間とされている診療科に限るものとする。 なお、専門研修期間については、3年まで義務年限に算入する。（3年を超える期間は算入しない。） ※1 各診療科の専門研修プログラムの定員は、毎年度、東北医科薬科大学宮城枠医師	⑤ 選択可能な専門研修プログラム - 東北医科薬科大学病院または東北大学病院を基幹施設とする専門研修プログラムのうち、研修プログラム期間が3年間または4年間のプログラムとする。ただし、4年間の専門研修プログラムについては、4年目を義務年限として算入しない。 - 東北大学病院を基幹施設とする専門研修プログラムに登録する際には、入局すること。 - 取得できる専門医は基本領域のみとする。ただし、義務年限の履行に影響がなく、かつ、配置先医療機関の長及び専門研修プログラムを所管する医局の責任者の了承を	専門研修履修に関する留意点の修正・追記

改正後	改正前（現行）	主な改正点
以外も含めた両大学を基幹病院とする専門研修プログラム全体で調整されることから、必ずしも希望どおりの診療科を専攻することができない可能性があることに留意。 なお、各年度における募集診療科及び定員数は、両大学病院における調整が完了後、募集開始前までに当該年度の申込対象者等に公表する。 ※2 東北大学病院を基幹病院とする専門研修を履修する場合、基本的に、プログラムに登録する際に入局することが前提となる。 ※3 義務年限中に取得可能な専門医は基本領域のみとする。ただし、義務年限の履行に影響がなく、かつ、配置先医療機関の長及び専門研修プログラムを所管する医局の責任者の了承を得た場合はサブスペシャリティの取得を妨げるものではない。	得た場合はサブスペシャリティの取得を妨げるものではない。 ⑩ その他 各年度における選択可能な専門研修プログラムの募集定員等については、毎年度実施する説明会において公表する。	
⑤ 勤務パターン例 (別紙)	⑥ 勤務パターン例 (別紙)	専門研修期間の医療機関の記載を修正
⑥ 義務年限への算入・不算入等について 東北医科薬科大学が定める東北地域医療支援修学資金貸与規程（資金循環型・宮城県枠）施行細則の規定により、欠勤、休業、休職、停職又は私傷病による休暇の期間（産前産後休業及び労働災害による休業を除く。）、及び所定労働時間を短縮して勤務した期間（育児又は介護を理由とするものを除く。）及び専門研修期間のうち、勤務期間が3年を超える期間は、義務年限として算入しない。	⑦ 義務年限の不算入期間 東北医科薬科大学が定める東北地域医療支援修学資金貸与規程（資金循環型・宮城県枠）施行細則の規定により、欠勤、休業、休職、停職又は私傷病による休暇の期間（産前産後休業及び労働災害による休業を除く。）及び所定労働時間を短縮して勤務した期間（育児又は介護を理由とするものを除く。）における短縮した労働時間は、義務年限として算入しない。	
⑦ 義務年限内の学位取得及び留学について - 学位の取得については、義務年限内の勤務に支障のない範囲において取得することが可能。 - 留学については認めないものとする。	⑨ 義務年限内の学位取得及び留学について - 学位の取得については、義務年限の履行に影響がなく、かつ、配置先医療機関の長及び医局の責任者の了承を得た場合は、妨げるものではない。 - 留学については認めないものとする。	
⑧ 配置先の決定方法 医療機関からの要望やニーズ、医師配置の状況等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	⑧ 配置先の決定方法 医局人事や地域における医療ニーズ等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。	
(なし)	⑩ その他 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。	

改正後	改正前（現行）	主な改正点
【宮城県キャリア形成卒前支援プラン】	2 宮城県キャリア形成卒前支援プラン	
○ 本プランについて	2-1 本プランについて	
キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、都道府県が大学の協力を得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画です。 なお、卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものとされていますが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを卒前支援プロジェクトに位置付けることも可能とされていますので、本県では東北大学、自治医科大学及び東北医科薬科大学のカリキュラムを卒前支援プロジェクトに位置付けることとします。	キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、都道府県が大学の協力を得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画です。 なお、卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものとされていますが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを卒前支援プロジェクトに位置付けることも可能とされていますので、本県では東北大学、自治医科大学及び東北医科薬科大学のカリキュラムを卒前支援プロジェクトに位置付けることとします。	
○ 対象者	2-2 対象者	
1. 東北大学医学部医学科に地域枠入試（宮城県）で入学した学生（以下、「東北大学地域枠学生」） 2. 自治医科大学の学生（以下、「自治医科大学学生」） 3. 宮城県医学生修学資金（東北大学枠）の貸与を受けている学生（以下、「東北大学枠学生」） 4. 東北地域医療支援修学資金（資金循環型・宮城県枠）の貸与を受けている学生（以下、「東北医科薬科大学宮城枠学生」）	(1) 東北大学医学部医学科に地域枠入試（宮城県）で入学した学生（以下、「東北大学地域枠学生」） (2) 自治医科大学の学生（以下、「自治医科大学学生」） (3) 宮城県医学生修学資金（東北大学枠）の貸与を受けている学生（以下、「東北大学枠学生」） (4) 東北地域医療支援修学資金（資金循環型・宮城県枠）の貸与を受けている学生（以下、「宮城枠学生」）	
○ 対象期間	2-3 対象期間	
本プランの対象期間は、入学時から卒業時までとする。	本プランの対象期間は、入学時から卒業時までとする。	
○ 卒前支援プロジェクト	2-4 卒前支援プロジェクト	
1. 県が設定する卒前支援プロジェクト（表略） 2. 大学別の卒前支援プロジェクト ① 東北大学（東北大学地域枠学生・東北大学枠学生）（表略） ※「修学資金貸与学生の集い」を追加 ② 自治医科大学（自治医科大学学生）（表略） ③ 東北医科薬科大学（東北医科薬科大学宮城枠学生）（表略）	(1) 県が設定する卒前支援プロジェクト（表略） 2. 大学別の卒前支援プロジェクト ① 東北大学（東北大学地域枠学生・東北大学枠学生）（表略） ② 自治医科大学（自治医科大学学生）（表略） ③ 東北医科薬科大学（宮城枠学生）（表略）	